

# 第二次坂井市行政改革大綱



平成24年4月

福井県坂井市

# 目 次

- I 策定の背景と基本方針
- II 行政改革の実施期間と推進体制
- III 行政改革大綱の体系
- IV 行政改革の基本項目
  - 1 最適な行政運営の推進
  - 2 協働のまちづくり
  - 3 質の高いサービスの提供
  - 4 持続可能な財政運営

## 資料

第二次坂井市行政改革大綱（案）策定経過  
坂井市行政改革推進協議会委員名簿

## 1 社会的背景

坂井市は、平成18年3月に4町の合併によって誕生し、平成19年3月には「坂井市行政改革大綱」の制定、実施計画として「坂井市100の改革」の実行を通して、合併の効果を最大限に発揮出来るよう、合併時統一できなかった制度や行政サービスの統一を図ることを主として、組織の見直しによる庁内意思決定機能の強化や各種施設の運営の見直しにより、行政の効率化・スリム化に努めてまいりました。制度や組織の面ではようやく坂井市としての骨格が見え始めたところです。

一方、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、坂井市においても、人口が減少傾向に転ずる中、経済の大幅な「量的拡大」が期待できなくなり、現在の事務事業をそのまま継続しながら新規事業に着手することは難しくなっています。

平成22年の地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)により、地方への権限・財源の移譲が打ち出され、住民の身近な行政は地方自治体が総合的に広く担うという考えが示されました。社会情勢や価値観の変化に伴い、住民が求めるものは多様化・高度化し、「公共」の守備範囲は拡大してきています。今後の坂井市は、市民の行政への参画により、地域住民が自らの判断により地域の課題に取り組む仕組みを確立することで、行政運営の効率化・スリム化を図ります。

今後は、これらの取り組みを一層充実したものにするため、事業や施設の整理統合など引き続き「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や行政サービスの充実など、個々の満足感と結びついた「質的改革」を図ることが重要になっています。

これらを踏まえ、現行の坂井市行政改革大綱の取り組みを継承しながら、新たな行政改革大綱を策定し、計画的に行政改革に取り組むこととします。

## 2 基本方針

「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則のもと次の2つを基本方針とします。

- ① 上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。
- ② 経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

---

### 地域主権戦略大綱

「地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるようにする改革」と位置づけられ、国と地方が対等な立場で、地域の自主的判断を尊重しながら、効率的、効果的に推進していく方向を示しました。



実施計画として、4つの基本項目と基本項目ごとにそれぞれ2つの重点項目を定めました。

## 第二次行政改革大綱

### 基本方針

上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。  
経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

#### 1. 最適な行政運営の推進

- ① 効率的な組織体制の確立
- ② 職員の適正な配置

#### 2. 協働のまちづくり

- ① 市民協働・参画の推進
- ② 民間活力の導入

#### 3. 質の高いサービスの提供

- ① 市民満足度の向上
- ② 職員の意識改革と活性化

#### 4. 持続可能な財政運営

- ① 歳出の合理化
- ② 歳入の確保

## 1 最適な行政運営の推進

## ① 効率的な組織体制の確立

## 1 組織の見直し

合併後、組織改革により本庁と総合支所のあり方を見直し、市民の窓口サービスや相談サービス機能など地域に密着するものは、支所で継続し、統一して進める分野は、本庁に機能を集約し、一体的に取り組んで来ました。

第二次行政改革大綱では、福祉や子育てなど行政が行うべきサービスの増加に対応出来るよう、今後も本庁と支所の整合性を図りながら、地域住民が自らの判断と責任で地域の諸問題に取り組む「地域主権」の考えを前面に、スクラップ アンド ビルドの徹底により、行政需要に柔軟に対応できるスリムな組織づくりを進めます。

また、平成28年3月31日で設置期限を向える地域自治区については、期間中の社会情勢の変化や地域のニーズを把握しながらそのあり方について検討します。

## スクラップ アンド ビルド

時代に合わなくなった制度や組織を時代の要請に応えられるよう再構築すること。  
新しい事業・施策を展開するに当たっては、その前提として既存の事業・施策の廃止、見直しを行い行政の肥大化を防ごうとする方式。

## 2 公共施設の見直し

合併により類似施設を複数所有することになったことから、平成23年度作成の「公共施設マネジメント白書」による施設のあり方、方向性に基づき、耐震化や大規模改修など充実させる施設と、統廃合などにより縮小させる施設の優先順位を付けながら、施設の見直しを計画的に実施します。

### [公共施設統廃合等の方法]

#### ① 統廃合

設置目的や同じ機能を持つ施設について、立地状況や利用率等を勘案し、統廃合を進めます。また、幼保一元化など市民ニーズに対応出来るよう、効率的な統廃合を進めます。

#### ② 複合化・多機能化

設置目的が異なる施設でも、利用可能な空きスペースの活用により、施設の複合化・多機能化を進めます。

#### ③ 廃止・転用

設置目的が達成された施設、設置意義が薄れた施設、民間施設と競合する施設について、利用率等を勘案し、廃止又は転用を進めます。

#### ④ 民営化

民間のノウハウを活かせるものについては、施設貸与や管理運営委託などにより民営化を進めます。

#### ④ 移譲

地域、団体など実質利用者が限定される施設となっているものについて、利用実態などを勘案し、施設移譲を進めます。

1 最適な行政運営の推進  
② 職員の適正な配置

1 職員の適正な配置

坂井市は、これまで、行政組織の再編や指定管理者制度の導入などにより、組織改革に努めてきました。今後は、多様化する市民ニーズに対応出来るよう、事務事業の見直しにより適正な配置を行うことで、効果的な行政運営を行います。

2 職員適正化計画

合併後、大きな組織の再編がほぼ終了したことや、57施設で指定管理者制度の導入が終わったことから、今後は今までどおりの職員数の削減は見込めない状況にあります。

また、平成19年度をピークに人口減少へと転じました。しかし今後さらなる高齢化による社会保障費の増加や市民ニーズの多様化に対応するためには、一定の職員の確保が必要になります。

職員数削減の直接的要員である退職に伴う新規採用者の抑制を基本に、現状の職員の年齢構成バランスの課題を踏まえ、新たな適正化計画とします。

(各年4月1日現在)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
一 般 会 計	退 職						
	採 用						
	職員数	731					



## 2 協働のまちづくり

### ① 市民協働・参画の推進

#### 1 市民協働

地方分権社会への動きが活発になる中で、急激な社会情勢の変化に対応するには、市民に身近な行政主体である地方自治体を中心となり、市民の負担と選択による総合的な行政サービスを提供できる社会に転換していく必要があります。

行政と市民が互いに協力し合い「自分たちのことは自分たちで（自助）」、「自分たちで出来ないことは地域や仲間で（共助）」、「自分たちや地域、仲間、あるいは民間の力では解決できないことは公共で（公助）」を念頭に市民協働・参画の推進が重要となっています。第二次行政改革大綱では、次の3点を重点項目として地域協働社会の充実に取り組みます。

- ① 地域主権を推進するため、市民が担った方が効果的なものは市民に委ね、市民と行政が役割分担しながら、市民サービスの多様化、高度化に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
- ② 地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むためには、多くの住民がまちづくりに対して関心を持つことが重要です。地域住民が市民活動に気軽に参加出来る環境づくりと、研修活動によるまちづくり人材の育成を図ります。
- ③ 公民館を拠点とした、まちづくり協議会を地域協働の中心と位置づけ、公民館活動と地域のまちづくり活動を一体のものとし、「地域が創るまちづくり」を進めます。

#### [協働のイメージ]

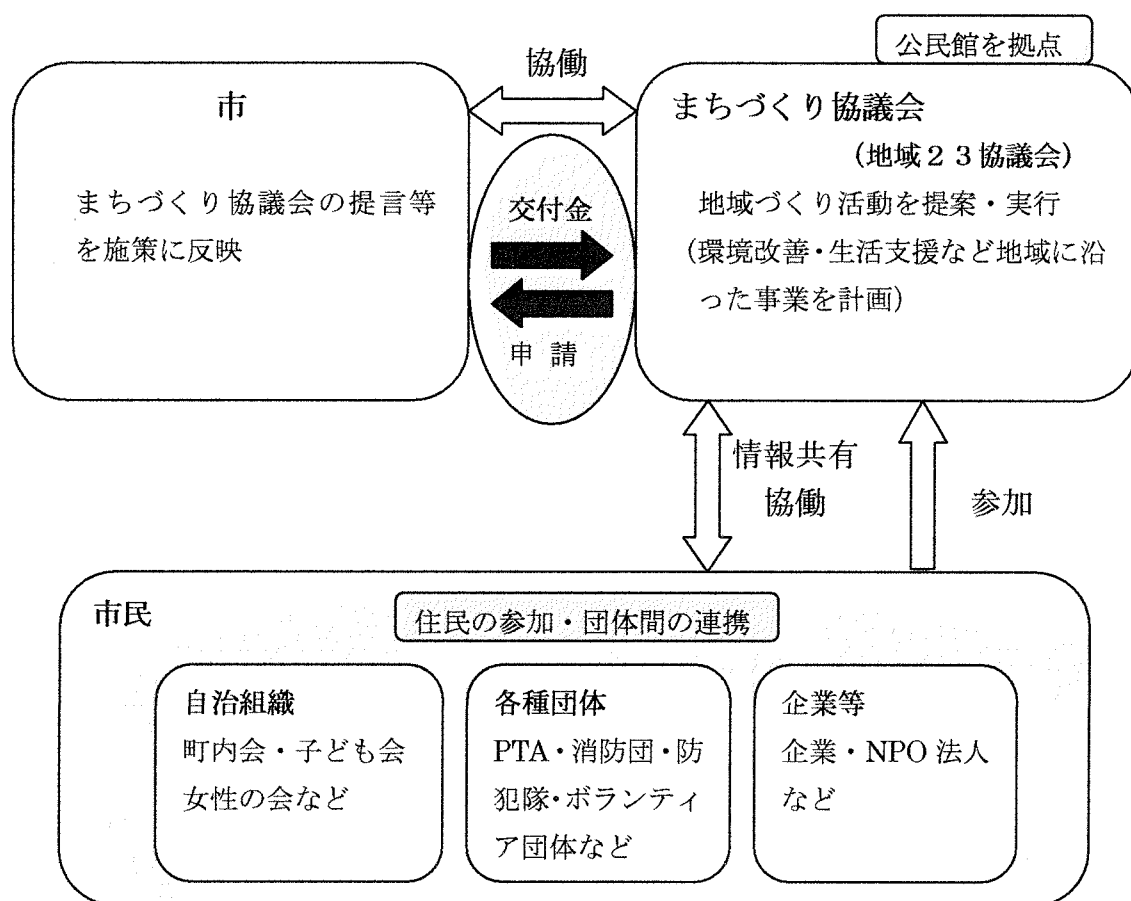
市民		協働の領域		市
市民が自主的に行う。 (地区清掃・行事の実施)	市民主体で行政が協力する。 (後援・補助)	行政と市民が連携、協力して行う。 (共催・協力)	市が主体で市民が参加、協力する。 (計画への参画)	行政の責任で行う。 (各種公共事業・許認可等)

## 2 地域活動の発展

(1) 多様化する市民のニーズに応えるには、まちづくりを「自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民自らが工夫しそれを実行する財源として、まちづくり事業交付金制度の充実を図ります。

(2) まちづくり基本条例（仮称）により、地域の役割を明確にし、自ら創る地域づくりを推進します。

### [まちづくり事業交付金]



## 2 協働のまちづくり

### ② 民間活力の導入

#### 1 民間活力の導入

社会情勢や価値観の変化により、市民が求めるものは多様化・高度化しています。子育てや介護の問題など、公共が担う守備範囲は拡大し、一律のサービスの提供では対応出来なくなっています。坂井市がサービスを継続していくためには、「民間にできることは民間で」を基本に、行政運営の見直しを行います。

#### [民間活力の導入方法]

##### ① 業務委託

市が行政責任を果たす上で、必要な監督権限を保留した上で、市が行う事務事業の一部（全部）を民間企業や外部団体に委託します。

##### ② 指定管理者制度

市が行う公共施設の管理について、市の指定を受けた法人や団体が代行して施設の管理を行います。

##### ③ 民営化

市が行っている事務事業の全部（一部）の実施主体を民間に移行します。

##### ④ 施設移譲

公民館など、地域に根ざした施設等について、その地域や公共的団体が運営した方が、効率的で効果的な場合などに施設を移譲します。

---

#### 指定管理者制度

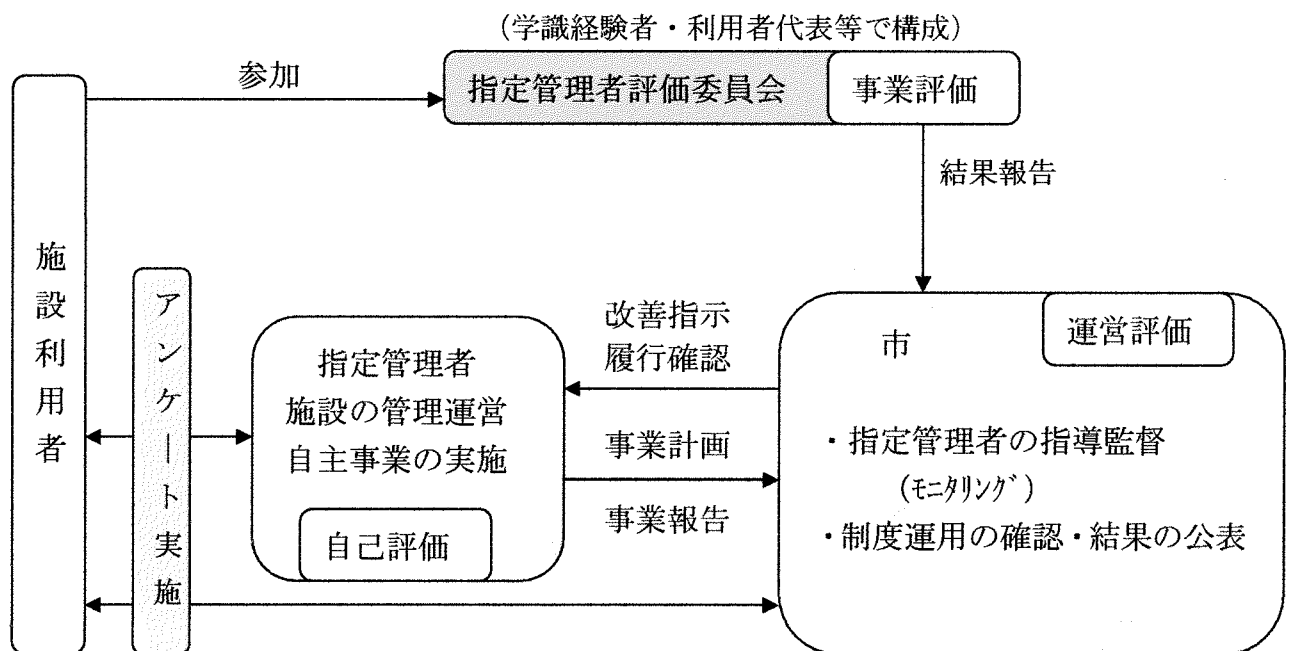
公の施設の管理・運営について、株式会社等の民間活力を利用して、行政の効率化とサービスの向上を目指す手法です。

## 2 指定管理者による適正な管理運営

指定管理者制度については、H23年4月現在、57施設に導入しました。第二次行政改革大綱では、導入した施設について、サービスの質やコストの妥当性など利用者の満足度について、モニタリング（調査、確認等）を実施すると共に、継続的な業務改善と事業者のノウハウを活かした自主事業などの展開によりサービスの質の向上を図ります。

また、指定管理者の施設運営状況の公表を通して、透明性の確保に努めます。

### 【指定管理者 モニタリング制度】



### 3 質の高いサービスの提供

#### ① 市民満足度の向上

##### 1 事務事業の見直し

行政評価により明らかになった課題を次の計画につなげていくことは、市民のニーズに合った行政に変えていくという、大きな役割を持っています。第二次行政改革大綱でも、引き続き行政評価を実施していくとともに、その基本となる事務事業について、PDCA サイクルにより「市民ニーズにサービスが合致しているか（有効性）」「サービスの提供方法やコストに改善の余地はないか（効率性）」などの継続的見直しにより市民の満足度向上を目指します。

##### 2 住民窓口の向上

- (1) 地域における最も身近な行政サービスの提供の場である住民窓口について、市民の立場に立った迅速で正確な対応を目指すため、組織の見直しや柔軟な人員配置に取り組みます。
- (2) 地域主権戦略大綱（H22.6.22）による国からの権限委譲、及び県からの事務移譲が見込まれる中、市民の利便性の向上につながるものは、身近なサービスの窓口として、スムーズな移行に努めます。

##### 3 安全・安心なまちづくり

市民の安全を第一に、災害に対する体制整備を進めます。災害発生を想定した初動体制整備、防災無線や防災資機材、避難場所の整備を進めるとともに、市民や団体等を交えた防災訓練を通じて、実効性ある防災体制を作ります。また、防災マップの配布や各種情報の提供により安心して暮らせるまちづくりを目指します。

---

#### PDCA サイクル

Plan(計画)—Do(実施)—Check(評価)—Action(改善)のサイクルを行政活動に取り入れることで、継続した業務改善に繋がります。

### 3 質の高いサービスの提供

#### ② 職員の意識改革と活性化

変化する社会情勢の中で、市民主体の積極的な行政体制に転換して行くには、職員一人ひとりの能力向上が不可欠です。人材育成は、能力開発のための研修プログラムを充実するだけでなく、職員一人ひとりの自覚が必要であり、組織の中で育てられるとともに、自己成長を支援することが重要な課題となります。このことは、組織における最重要課題の一つとして、全庁的に取り組んでいく必要があります。

行政サービスの質の向上を目指すために、職員の意識・意欲に重点を置き、多様な市民ニーズに応えられるよう職員の意識改革に取り組みます。

#### 1 職員の意識改革

職員の意識改革については、次の3項目を主要事項として実施します。

(1) 自らも地域で暮らす一員であるという意識を持ちながら、住民の目線に立って物事を考えます。

① 全ての職員が広く地域の課題を認識してそれに対応出来る職員の育成が必要です。職員の市民協働活動の場への参加を積極的に推進するとともに、スピード感ある対応を目指します。

(2) コスト意識を徹底し、費用の節減や収入の確保に努めるなど、経営感覚を持って事業を実施します。

① 行政評価によるPDCAサイクルを通して、職員一人ひとりが成果目標を設定するとともに、自己評価することで問題を認識し、費用対効果を明確にします。

② 事務事業と課題を認識することにより、仕事のムダをなくし、勤務の効率化を図ります。

(3) 旧態依然の考え方にとらわれることなく、広い視野とチャレンジ精神を持って、事業を実施します。

① 個性や多様性を認め合いながら常に情報収集し、活力ある職場環境づくりに取り組みます。

## 2 人事制度

### (1) 人員配置

市民ニーズが高度化・多様化する中で、それに迅速に対応することが、公務員に求められています。少ない人員で継続して市民サービスを提供するため、専門的人材を育成するとともに、個々の能力や業績を把握して適材適所の人員配置に努めます。

### (2) 人事評価

平成22年度から試行的に導入した、人事評価制度を随時修正を加えながら、全面実施を目指します。

評価者と被評価者の面談によるコミュニケーション ツールとしての役割を重視し、意思疎通を通して、個々の目標の明確化と認識の共有を図ります。また、適正な評価、処遇を通して、職員の自発的な取り組みの促進など、人材育成に繋がります。

## 4 持続可能な財政運営

### ① 歳出の合理化

依然厳しい財政状況が続く中で、多様化する行政課題に的確に対応し、健全な財政運営を行うために、歳出の縮減・合理化が不可欠となります。

安定的な財政運営を継続するためには、引き続き財政の健全化に努めることが重要です。そのため、財政健全化計画を毎年度検証し、実効性のある計画とします。

#### 【歳出合理化の方策】

- ① 公共施設の統廃合を含めた整理を行うとともに、補助金については、交付が長期化、固定化することを避けるため、3年を目途に見直します。
- ② 民営化の推進や職員適正化計画を確実に実施し、職員数の適正化による人件費縮減に努めるとともに、経済情勢や県の動向を踏まえ、適正な給与水準を維持します。
- ③ 投資的経費については、事業を取捨選択し、計画的に実施します。
- ④ 特別会計については、自立性を高め、一般会計からの繰入れ金の縮減を図ります。
- ⑤ 公営企業会計については、独立採算制の原則が適用されることにより、合理的・能率的な経営に努めます。

---

#### 投資的経費

歳出の性質別分類のうち、道路、橋梁、公園、学校の建設等社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

#### 特別会計

特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

(国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計)

#### 公営企業会計

企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計の方式によって経営しています。

(病院会計・水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計)



#### 4 持続可能な財政運営

##### ② 歳入の確保

継続して市民ニーズに応えるには、安定した収入の確保が必要です。市税の減少や交付税の合併に関する財政支援制度が廃止される中で、税収を確保するために、新規事業の育成や産業の活性化を図り、定住人口の増加を目指します。

##### 【歳入確保の方策】

- ① 受益者負担の適正化の観点から、受益と負担の基本方針を明確にして、受益を受ける者に対し、サービスの質・量、トータルコストを考慮した適正な受益者負担を求めます。公平性確保から税収及び公共料金の確保に努めます。
- ② 税金については、「福井県地方税滞納整理機構」を活用し、市税徴収率の向上を図ります。  
公共料金については、市税徴収部門と連携を取りながら収納率向上に努めます。また、コンビニ収納やクレジット収納等納付方法の拡大に努めます。
- ③ 未活用となっている市遊休地については、貸与、売却処分等を推進し、財産収入の確保に努めます。
- ④ 広告収入などの確保と、新たな収入の検討を行います。
- ⑥ 市民自ら市政運営に参加するという観点から、坂井市寄附市民参画制度の普及を図ります。

---

##### 福井県地方税滞納整理機構

県が中心となり、県内17市町が参加して県税滞納を含む者を対象に、チーム編成により専門的徴収業務を行います。

## 【持続可能な財政運営のための目標値】

第二次行政改革大綱では、将来に亘り「持続可能な財政運営」ができることを前提に、「基金残高」「経常収支比率」「実質公債比率」という3つの財政指標を期間内の目標数値とします。

主な指標	H17年度決算の数値	H22 決算数値	H23 目標値	H28 目標値
財政調整基金の年度末残高	17億6千万円	16億5千万円	※1 標準財政規模の5%（10億円）以上	
経常収支比率	90.9%	86.4%	85～90%	
実質公債比率	※2 8.9%	14.4%	18%以下	

※ 1 標準的状况で通常収入されるであろう一般財源の規模

H22 標準財政規模 22,019,708 千円(5%=1,100,985 千円)

※ 2 平成17年度の数値は、起債制限比率（平成18年度から実質公債比率を使用）

### 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。

### 経常収支比率

一般財源（市税・交付税など）が経常経費（人件費・公債費・扶助費など）にどの程度費やされているかを示す割合です。財政構造の弾力性を判断する指標として、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

### 実質公債比率

公営企業や特別会計も含めた、実質的な公債費を表すもので、3年間の平均です。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標として用いられます。

起債制限比率は一般会計のみの数値

第二次坂井市行政改革推進大綱（案）策定経過

【坂井市行政改革推進協議会】

	協 議 内 容	開 催 日
第1回	委嘱式 行政改革の取り組み状況 坂井市の現状	平成22年9月30日
第2回	行政改革の方向性 100の改革取り組み状況	平成22年12月20日
公共施設 勉強会	公共施設のあり方について 勉強会、意見交換会	平成23年2月22日 23日
第3回	坂井市の現状 第二次行政改革大綱基本項目 （案）について	平成23年5月25日
第4回	最適な行政運営の推進 協働のまちづくり	平成23年7月6日
第5回	質の高いサービスの提供 持続可能な財政運営	平成23年8月4日
第6回	第二次行政改革大綱（案）検討 行政改革の取り組み状況 H22年度決算の状況	平成23年9月22日
第7回		
第8回		
第9回		

坂井市行政改革推進協議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	廣瀬 弘毅	福井県立大学 経済学部准教授
委 員	田崎 健治	さかいケーブルテレビ(株) 代表取締役社長
委 員	八十島 一司	三国地域協議会 推薦
委 員	宮越 幸夫	丸岡地域協議会 推薦
委 員	高倉 茂樹	春江地域協議会 推薦
委 員	多田 文和	坂井地域協議会 推薦
委 員	野田 美智子	さかい男女共同参画ネットワーク 推薦
委 員	黒川 律子	坂井市社会福祉協議会 推薦 ( ~H23.3.31)
委 員	内田 正義	坂井市社会福祉協議会 推薦 (H23.4.1~ )
委 員	白崎 正之	J A花咲ふくい 常務取締役
委 員	後藤 寿和	坂井市商工会 推薦
委 員	瀬野 友伸	丸岡青年会議所 推薦
委 員	北山 佳代	坂井市観光連盟 推薦
委 員	長谷川 和美	坂井市PTA連合会 推薦
委 員	定池 りゆ子	公募 ( ~H23.8.9)
委 員	石田 善行	公募

委員任期 (H22.9.30~H24.3.31)